

別紙

諮問第1402号

答 申

1 審査会の結論

「古物営業許可一覧（平成31年1月10日時点のもの）」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都公安委員会から古物営業法第3条第1項の規定による許可を受けた者の氏名又は名称又は居所並びに法人にあってはその代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに許可証の番号が一覧表の形式で記載された公文書」の開示請求に対し、警視總監が平成31年3月12日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年10月31日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月9日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月16日（第185回第三部会）及び同年12月14日（第186回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における説明を具体的に検討した結果、以下のよ

うに判断する。

ア 古物営業について

(ア) 古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）施行前の古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）2条2項1号は「古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの」と古物商に係る営業を規定しており、法3条1項は「前条第2項第1号に掲げる営業を営もうとする者は、営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。」と定めている。

さらに、法13条1項は「古物商又は古物市場主は、営業所又は古物市場ごとに、当該営業所又は古物市場に係る業務を適正に実施するための責任者として、管理者一人を選任しなければならない。」と規定している。

(イ) 実施機関では、古物営業取扱要綱（平成9年9月1日通達甲（生・総・営2）第2号。以下「要綱」という。）を定めており、第6の6で「法第24条の規定により許可の取消しをされた者であるか否か、若しくは許可の取消しをされた法人の役員であった者であるか否か、又は処分逃れのために廃業をした者であるか否かの審査は、警察庁情報管理システムによる古物営業管理業務（以下「古物営業管理システム」という。）の照会原票により生活安全総務課に照会して行うこと。」と規定するほか、第10で警察署長は、管轄区域内に営業所等がある古物商等について要綱別記様式第9又は別記様式第10の「許可台帳」を作成し、整理保管しておくものとし、許可申請書の提出を受けた警察署長は、許可台帳の裏面に、当該古物商等が営む全ての営業所等を記載した要綱別記様式第11の「営業所等及び管理者一覧表」を貼付しておくこととする旨定めている。

イ 本件開示請求について

本件開示請求に係る対象公文書は、「古物営業許可一覧（平成31年1月10日時点

のもの)」(以下「本件対象公文書」という。)である。

実施機関は、本件対象公文書のうち、「管理者氏名」欄、「管理者住所」欄及び「管理者住所詳細」欄の非開示とした部分(以下「本件非開示情報1」という。)は条例7条2号及び3号に該当し、上記以外の非開示とした部分(以下「本件非開示情報2」という。)は同条2号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 本件対象公文書の特定について

審査請求人は、本件対象公文書特定の当否について審査を求めている。

実施機関は、本件開示請求に係る項目の全てが記載された一覧表の作成を義務付ける規定はなく、古物営業管理システムに登録されているデータを印字出力したものである本件対象公文書以外には、同項目の全てが記載された一覧表は作成しておらず、存在しないと説明する。

審査会が実施機関に確認したところ、「東京都公安委員会から古物営業法第3条第1項の規定による許可を受けた者」が必ず古物営業管理システムに登録されるという明文の規定はないものの、前記ア(イ)で示す要綱第6の規定により、警察署長が受けた全ての申請については、警視庁生活安全部生活安全総務課の担当者が古物営業管理システムに登録することをもって当該照会がなされることから、必ず同システムに登録されることである。

また、審査会が要綱別記様式第9及び別記様式第11を見分したところ、要綱別記様式第9は一覧表の形式ではなく、要綱別記様式第11は一覧表の形式ではあるものの、本件開示請求に係る項目の全てが記載された一覧表ではないことが認められた。

以上のことから、本件対象公文書の外、対象公文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他に特定すべき公文書の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、実施機関が本件対象公文書を特定したことは、妥当である。

エ 本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について

審査請求人は、本件非開示情報1及び2について、法3条1項の規定による許可を受けた者が、商法(明治32年法律第48号)4条1項の「自己の名をもって商行為

をすることを業とする者」であること、そのうち法人にあつては、商業登記法（昭和38年法律第125号）の定めるところにより、代表者の氏名又は名称及び住所その他の事項を登記しなければならない、かつ、登記簿に記録されている事項は何人にも公開されていることに照らすと、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するから、非開示情報に当たらないと主張する。

これに対し実施機関は、法13条1項に規定する管理者は、古物商が営業所ごとに、当該営業所に係る業務を適正に実施するための責任者として選任する者であつて自己の名をもって商行為をすることを業とする者には当たらないことから、管理者の氏名及び住所は、条例7条2号本文に該当し、商法及び会社法（平成17年法律第86号）において定める登記すべき事項ではないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと説明する。

審査会が本件非開示情報1及び2について見分したところ、本件非開示情報1には、法13条1項に規定する管理者の氏名及び住所が、本件非開示情報2には、事業を営む個人の生年月日、本（国）籍及び住所並びに法人代表者の生年月日がそれぞれ記載されており、これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

審査会が、商法、会社法、有限会社法等の規定を確認したところ、登記すべきとされている事項に、本件非開示情報1及び2は該当していないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1及び2は、条例7条2号に該当し、本件非開示情報1の同条3号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よつて、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明